

和光市立学校選択制実施委員会要綱

(設置)

第1条 和光市教育委員会(以下「教育委員会」という)に和光市立学校選択制実施委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は学校選択制の実施について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は任命する。

学識経験者

学校教育関係者

社会教育関係者

福祉関係者

市民公募委員

行政関係機関

その他

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼の任期又は任命期間は、第2条に規定する報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長2名をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選による。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席により会議は成立する。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

この要綱は、第2条に規定する報告の日限り、その効力を失う。